



「4. 所得から差し引かれる金額」の計算方法

申告書の「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄に記入してください。下記の説明を参考に「4. 所得から差し引かれる金額」を計算し、申告書に転記してください。

社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 ⇒ 支払った保険料をそのまま控除することができます。

生命保険・地震保険料控除 ⇒ 支払った保険料(年間)をもとに計算してください。

生命保険料控除 地震保険料控除 一般的な計算式により控除額を算出してください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

人的控除 ⇒ 各種要件により控除額が異なります。

下表中の扶養親族とは、あなた(配偶者)以外の親族、普通府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は市町村長から養育を委託された年齢65歳以上の者、あなたと生計を一にするもの(両当事者親族に該当するものや青色事業従事者給与の支払いを受けるもの及び事業従事者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者です。

寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除 配偶者控除 扶養控除 基礎控除

雑損控除 ⇒ 損失金額をもとに計算してください。

医療費控除 ⇒ 支払った医療費等をもとに計算してください。

医療費控除 (続)

受付印 松山市 現住所 二番町四丁目7-2 氏名 松山太郎

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類 支払った保険料 社会保険料控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除 配偶者特別控除 扶養控除 基礎控除 雑損控除 医療費控除

5. 給与所得及び年金所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与・年金以外の所得のある人は、希望する納税方法を選択してください

【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】 控除額単位:万円

★郵送申告をご利用ください!!! 原則として申告書は郵送で提出してください。申告を簡略化しました。書き方等ご不明でしたら全部の欄に記入する必要はありません。

給与(パート)収入のある人 参考1 給与所得の源泉徴収票

参考2 給与所得の内訳 参考3 給与所得の速算表

公的年金等の収入のある人 参考4 公的年金等の源泉徴収票

参考5 公的年金等にかかる雑所得の速算表

給与所得と公的年金等の雑所得の両方ある人 給与所得と公的年金等の雑所得の両方あり、その合計金額が10万円を超える場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

市県民税の計算方法 前年の収入金額 - 必要経費 = 所得金額調整控除

~ご協力ありがとうございました~